

淀川水系土地改良調査管理事務所 ハンディクリーナー外2件購入仕様書

1. 仕様及び数量

品名、仕様及び数量は次表のとおりとし、新品であること。

No.	商品名	仕様	参考商品	数量	単位
1	ハンディクリーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・コードレス（バッテリー式）で稼働するもの ・片手で持って使用できるもの ・フル充電で20分以上稼働するもの ・吸引とブロアー両方の機能を有するもの ・吸引力 40000Pa以上 ・静音設計がなされているもの ・ノズルホースが付属するもの ・フィルターが水洗いできるもの ・先端のアタッチメントが2種類以上付属するもの ・充電形式 Type-C急速充電に対応しているもの ・本体重量 600g以下 ・本体寸法 長さ20×幅10×高さ20cm以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・Zynet V5ハンディクリーナー 車用掃除機 ・LeFH-e 充電式 コードレス ハンディクリーナー 爆吸王 	1	台
2	コードレス掃除機	<ul style="list-style-type: none"> ・コードレス（バッテリー式）で稼働するもの ・HEPAフィルターを搭載しているもの ・最長運転時間が60分以上のもの ・満充電までの時間が3.5時間以内であるもの ・事務所の床、車内の清掃に適した付属品（Fluffy Optic™クリーナーヘッド、Motorbar™クリーナーヘッド、コンビネーションノズル、隙間ツール）が付属するもの ・カーペット上のゴミ吸引に適しているもの ・自立式充電スタンドが付属するもの ・クリーナーヘッドが水洗い可能なもの ・集塵容積0.35L ・最大吸引力150AW ・高234×奥行1095×幅250mm ・重量2.2kg 	<ul style="list-style-type: none"> ・Dyson V12 Detect Slim Absolute (SV46 ABL EX) 	2	台
3	ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・パネルタイプ：非光沢 27型 ・表示方式：IPS方式 ・解像度：フルHD(1920×1080)以上 ・インターフェース：HDMI×1、USB Type-C×1、DisplayPort×1 ・AC100V 50/60Hz電源内臓 ・付属品：HDMIケーブル、電源コード、USBケーブル、取扱説明書等 ・グリーン購入法適合品 ・カラー：ホワイト 	<ul style="list-style-type: none"> ・I/O/DATA LCD-C272SDW ・Dell 27Plusモニター S2725HSM 	7	台

2. 納入場所 近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所
〒612-0855 京都市伏見区桃山町永井久太郎56

3. 履行期限 令和8年8月7日(金)

4. 環境配慮のチェック・要件化

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者は、物品・役務の提供に当たり、関連する環境関係法令(グリーン購入法(平成12年法律第100号))を遵守するものとする。

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、物品の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

5. その他

(1) 送料等、調達にかかる一切の費用について見積もること。

(2) 参考商品については、例示しているものであり、仕様に適合した製品であれば参考商品以外でも構わない。

ただし、参考商品以外で見積する場合は、「淀川水系土地改良調査管理事務所オープンカウンター方式実施要領」5. (6) のとおり、見積書提出前に経理係にその旨申し出し、確認を受けること。

(3) 受注者は物品を納入しようとする場合は、発注者に対し納入する旨を通知し、受注者立ち合いのもと発注者が命じた検査のための職員の検査を受けなければならない。なお、受注者が納品時に立ち会わない場合は、検査結果について異議を申し立てることはできない。

(4) 受注者は、検査に合格した場合には、契約金額を発注者に請求するものとする。

(5) 代金の支払いについては、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日より起算して30日以内の日に支払うものとする。

(6) 本仕様に記載なき事項又は疑義を生じた場合は、発注者受注者協議するものとする。